科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第五章の次に一章を加える改正規定のうち第九十七条の見出し中「無償貸付け」を「貸付け」に改め、同条第一項中「及び同法第十九条において準用する同法第二十二条」及び「無償で」を削り、同条第二項中「、第二十四条及び第二十五条」を「及び第二十三条から第二十五条まで」に改める。